

小田原市グリーン購入の推進に関する基本方針

1 目的

この方針は、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（グリーン購入法）第10条第1項に基づき、本市において環境負荷の少ない物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達（以下「グリーン購入」という。）の推進を図るため、定めるものである。

2 意義

地球温暖化や廃棄物問題といった今日の環境問題の原因は、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会システムに根差しており、その解決には、経済や社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的な発展が可能なものへと変革していくことが不可欠である。

そのため、私たちの生活におけるあらゆる場面での調達という行為に着目し、これまでの調達に環境配慮の視点を加え、環境負荷の少ない物品等を優先して購入するといった需要の転換を図ることによって、供給側での環境負荷の低減につなげ、社会システム全体へ波及させていく必要がある。

そこで、市が率先してグリーン購入を推進し、環境負荷の低減を実践することで、市民・事業者による取組の普及や促進につなげ、持続可能な社会の構築に寄与するものとする。

3 対象範囲

市の事務事業において、直接調達する全てのものを対象とする。

なお、市が委託する業者や指定管理者等については、本方針の対象外とするが、市に準じた取扱いに努めることとする。

4 調達の基準（グリーン購入の基本的な考え方）

対象とする調達を行う場合は、次の（1）～（3）に示す基準により調達することに努めることとする。

（1）環境負荷の低減

地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷を可能な限り軽減する観点から、物品等の購入において、従来考慮されてきた価格や品質だけでなく、資源採取から製造、廃棄に至るまでのライフサイクル全体を捉えた、環境に配慮された物品等を選択する。

（2）調達量の抑制

物品等の効率的な使用等を行い、グリーン購入の推進を理由として調達量が増加することのないよう配慮し、調達量自体を抑制（リデュース）する。

（3）地元産物品の調達

温室効果ガスの削減のため、輸送エネルギーの小さい地元産の物品等を積極的に選択する。

5 グリーン購入対象品目

環境省が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」による特定調達品目を本市の「グリーン購入対象品目」とし、別途「小田原市グリーン購入推進ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に示す判断基準により、原則調達することとする。

また、調達目標、グリーン購入対象品目、判断基準などの詳細については、別途ガイドラインによるものとする。

6 その他

市自らがグリーン購入を率先して推進するとともに、市民や事業者もグリーン購入を実施するよう啓発に努めることとする。

附 則（令和4年10月1日）

本方針は、令和4年10月1日以降に行う調達に適用する。